

坂農第1021号
令和4年12月15日

坂井市監査委員 亀嶋 政幸 殿
坂井市監査委員 重森 宣彦 殿
坂井市監査委員 佐藤 寛治 殿

坂井市長 池田 禎孝
(公印省略)

監査結果に基づく措置について(報告)

令和4年11月10日付け坂監委第74号で通知のありました監査結果において、指摘を受けた事項及び意見が付された事項については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

措置状況報告書

監査の種類	財政援助団体等監査
措置を講じた部局等	産業政策部農業振興課（ゆりの里公園農産物直売所）
指摘事項等	措置状況（改善内容）
<p>監査の結果</p> <p>（１）年度協定書において、指定管理者への指定管理委託料は年間分を２回に分けて支払うと記載されている。しかし、実際には１０月末に一括で支払われていた。年度協定書に基づき、適正に支払いを行うよう努められたい。</p> <p>（２）基本協定書や管理運営業務仕様書において、指定管理業務にかかる固有の銀行口座を開設したうえで出納管理を行うよう記載されている。しかし、実際には団体自体の口座が使用されていた。基本協定書や管理運営業務仕様書に基づき、適正に管理するよう努められたい。</p> <p>（３）管理運営事業において、決算額の収支差額がマイナスとなっており、差額分は指定管理委託料以外で賄っていることになる。しかし、自主事業においても、決算額の収支差額はマイナスとなっている。収支改善に向けた取り組みに努められたい。</p>	<p>（１）指定管理委託料について、年度協定書における支払条件を順守し、適正に請求を行うよう、令和４年１２月１日付で所管の指定管理者も含め通知を行い、周知徹底を図った。また、請求書の提出状況について担当者が請求月に確認を行うこととした。</p> <p>（２）基本協定書や管理運営業務仕様書の内容を順守し、指定管理業務にかかる固有の銀行口座の開設を速やかに行い、報告を行うよう、令和４年１２月１日付で指定管理者に通知を行った。</p> <p>（３）管理運営事業の収支の改善を図るよう、令和４年１２月１日付で指定管理者に通知を行った。</p>